明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（二七五）　二

○中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（二七六）　二

〔省　令〕

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇六）　二

〔告　示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二七）　三

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件（**厚生労働**三〇一）　三

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**農林水産**二四四八）　三

○農薬を登録した件（**同**二四四九～二四五一）　四

○農薬を再登録した件（**同**二四五二）　五

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**八六五）　六

○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（**同**八六六）　七

○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**八六七）　七

○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（**同**八六八）　八

○航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（**同**八六九）　八

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件（**同**八七〇）　八

○高速自動車国道に関する件（**同**八七一）　八

○道路に関する件（**四国地方整備局**七九）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**一六二）　八

〔人事異動〕

復興庁　法務省　外務省　防衛省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示一、東京同一、石川同一、長野同一、岐阜同一、三重同一、兵庫同一、和歌山同一）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

平成二十五年七月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

相続、公示催告、破産、特別清算、再生関係　二三

本号で公布された法令のあらまし

◇小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第二七五号）（経済産業省）

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二五年法律第五七号）の施行期日は、平成二五年九月二〇日とすることとした。

◇中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二七六号）（経済産業省）

一　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

1　一年当たりの保険料率を定めるに当たり、電子記録債権の割引の場合における保証について借入れの期間を規定することとした。（第一条関係）

2　電子記録債権の割引に係る特殊保証の保険料率を引き下げることとし、手形の割引に係る特殊保証と併せて「手形割引等特殊保証」と規定することとした。

二　下請中小企業振興法施行令の一部改正関係

特定下請連携事業関連保証の保険料率を定めることとした。（第三条関係）

三　中小小売商業振興法施行令等の一部改正関係

中小企業信用保険の特例について、電子記録債権の割引に係る特殊保証の保険料率を引き下げることとし、手形の割引に係る特殊保証と併せて「手形割引等特殊保証」と規定することとした。（第四条関係）

四　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第二条及び第五条～第七条関係）

五　この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二五年九月二〇日）から施行することとした。